



2013年5月23日(木)

# 小栗キャップの News Letter

税理士法人オグリ 代表社員 小栗 悟

〒500-8847 岐阜県岐阜市金宝町 1-3 岐阜第一生命ビル 4F

TEL : 058-264-8858 FAX : 058-264-8708

Email: [info@otc-oguri.com](mailto:info@otc-oguri.com) <http://www.otc-oguri.com>

## 世界の交際費と 日本の交際費の変移

### 平成 25 年税制大綱で全額損金へ！

平成 25 年税制改正大綱で、中小法人にかかっていた 600 万円以下の部分の 1 割の損金不算入が無くなり、上限金額も拡大し、800 万円以下の交際費はすべて損金算入できる見通しとなりました。注意すべきは、①平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までに開始する事業年度の適用開始予定、②資本金 1 億円以下の法人でも資本金 5 億円以上の法人等との間にその法人等による完全支配関係がある法人等を除く、という点です。

### 世界でも但し書きが多い項目

財務省のデータ(2012年1月)によると、アメリカでは原則交際費の 50%を損金不算入(ただし贈答品は1人当たり年間 25 ドルまで損金算入可)、イギリスでは全額損金不算入(ただし宣伝用の少額贈答品は1人当たり年間 50 ポンド※約 7,500 円まで算入可)、ドイツでは 30%を損金不算入(贈答品 35 ユーロ※約 4,500 円)、フランスでは原則損金全額算入(ただし接待費用については、年間 6,100 ユーロ※約 79 万円を、贈答費用については、年間 3,000 ユーロ※約 39 万円を超えた場合には、申告時に明細書の提出が義務づけられる。)といった具合

に、国によって差異があるにせよ、損金算入・不算入に関しては例外や特別な枠が設定されている国が多いようです。

### 制度の変更も世界共通

アメリカを例にすると、以前は 100%損金算入、1986 年のレーガン税制改正で 20%を損金不算入とし、1993 年のクリントン税制改正で 50%を損金不算入としています。

日本でも平成 15 年度改正で中小法人の資本金条件が 5,000 万円以下から 1 億円以下に・損金不算入割合が 20%から 10%に、平成 18 年度改正で交際費等の範囲から 5,000 円以下の飲食費を除外、平成 21 年度に定額控除限度額を 400 万円から 600 万円に引上げ、そして平成 25 年度改正で定額控除限度額を 600 万円から 800 万円に引上げ・10%の損金不算入措置の廃止と変移しています。

交際費のルールを見ると、その国の景気や世相が見えてくるようにも思えますね。



今回の改正、  
10%不算入が無くなるのは助かるね！